

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター非常勤スタッフ等の解雇に関する規程

平成 21 年法人規程第 24 号

制定 平成 21 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター非常勤スタッフ等就業規則（平成 21 年法人規程第 21 号。以下「非常勤スタッフ等就業規則」という。）第 15 条の規定に基づき、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター（以下「法人」という。）に勤務する非常勤スタッフ等の解雇（同規則第 34 条に定める懲戒による場合を除く。以下同じ。）に関する事項を定めることを目的とする。

(解雇の基準等)

第 2 条 非常勤スタッフ等就業規則第 13 条第 1 項第 1 号の規定により非常勤スタッフ等を解雇することができる場合は、勤務実績を評定するに足ると認められる客観的事実に基づき、勤務実績が不良なことが明らかな場合とする。

2 理事長は、非常勤スタッフ等就業規則第 13 条第 1 項第 2 号の規定に該当するものとして非常勤スタッフ等を解雇する場合には、指定医師をしてあらかじめ診断を行わせなければならない。

3 非常勤スタッフ等就業規則第 13 条第 1 項第 3 号の規定により非常勤スタッフ等を解雇することができる場合は、当該非常勤スタッフ等をその現に有する適格性を必要とする他の職に転任させることができない場合に限るものとする。

4 非常勤スタッフ等就業規則第 13 条第 1 項第 4 号の規定により非常勤スタッフ等を解雇することができる場合は、次の各号に定めるところによる。

(1) 非常勤スタッフ等を解雇しなければ法人の経営が成り立たなくなることが予見されるほど経営状況が悪化した場合

(2) 法人の組織改変等により組織が廃止される場合

(3) 担当する業務がなくなった場合

5 非常勤スタッフ等の解雇は、その旨を記載した書面を当該非常勤スタッフ等に交付して行わなければならない。

(解雇の決定)

第 3 条 解雇は、理事長がこれを行う。

2 前条の規定にかかわらず、非常勤スタッフ等就業規則第 13 条第 2 項各号に定める解雇の事由に係る事実の内容が極めて明白である場合には、理事長は、直ちに当該非常勤スタッフ等を解雇することができる。

附 則（平成 21 年法人規程第 24 号）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。